

◎対象工事一覧

1 雪対策のための改修工事は、次のいずれかの工事とする。

- (1) 屋根又は住宅敷地内の雪を溶かすための電気、温水循環及び散水式の融雪設備の設置又は取替え工事
- (2) 屋根を自然落雪型の勾配（4寸勾配以上）に改修する工事（ただし、現行の構造基準に適合する改修に限る。）
- (3) 屋根を無落雪型の屋根（1寸勾配以下）に改修する工事（ただし、現行の構造基準に適合する改修に限る。）
- (4) 屋根からの落雪を防止するために行う屋根改修工事並びに落雪防止装置、その他これらに類するものの設置又は取替工事
- (5) 屋根の雪下ろし作業の安全を確保するために行う固定式はしご、はしご脱落防止金具、安全带取付設置、その他これらに類するものの設置又は取替工事
- (6) 風除室（床面積10㎡以下）の新設工事（雪囲いは除く。）
- (7) 屋根の軒折れを防止するために行う軒先の補強工事
- (8) 前各号の工事に係る部位の撤去又は復旧に係る費用

2 バリアフリー化改修工事は、次のいずれかの工事とする。

- (1) 通路又は出入口の幅を有効幅で80cm以上に拡張する工事
- (2) 便所、浴室、脱衣室その他の居室及び玄関並びにこれらを結ぶ経路又は道路から玄関に至る経路に手すりを取り付ける工事
- (3) 便所、浴室、脱衣室その他の居室及び玄関並びにこれらを結ぶ経路又は道路から玄関に至る経路の段差を解消する工事（勝手口その他屋外に面する開口の出入口及び上がりかまち並びに浴室の出入口にあっては、段差を小さくする工事を含む。）
- (4) 水栓器具を容易に操作できるレバーハンドル等に交換する工事
- (5) 開き戸を引き戸又は折れ戸に交換する工事
- (6) 開き戸のドアノブを容易に開閉できるレバーハンドル等に交換する工事
- (7) ホームエレベータ又は階段昇降機を設置する工事
- (8) 台所、浴室、脱衣所及び便所を車いす対応とする工事
- (9) 浴室、脱衣所及び便所に対する断熱性向上などのヒートショック対策工事
- (10) 前各号の工事に係る部位の撤去又は復旧に係る費用

3 省エネルギー・断熱化改修工事は、次のいずれかの工事とする。

- (1) 開口部の改修工事であって、住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号。以下「住宅品質確保法」という。）に基づく住宅性能表示基準の等級2を満たすよう行う、建具の交換、内窓設置及びガラス交換
- (2) 既存の屋根、天井、外壁又は床の断熱改修工事であって、断熱材の種類、厚さ等の仕様が住宅品質確保法に基づく住宅性能表示基準の等級2を満たすもの
- (3) 一定の洗浄性能等を有する節水型トイレ（JIS A 5207 に規定する「節水Ⅱ型（洗浄水量6.5リットル以下）大便器」の性能と同等以上のもの）に交換する工事
- (4) 一定の保温性能等を有する高断熱浴槽（JIS A 5532 に規定する「高断熱浴槽」の性能と同等以上のもの）に交換する工事
- (5) LED照明器具に交換する工事
- (6) 前各号の工事に係る部位の撤去又は復旧に係る費用

4 防災・減災対策のための改修工事は、次のいずれかの工事とする。

- (1) 安全性が評価され、又は耐荷重が示された耐震シェルター（固定式シェルターベッドを含む。）の設置工事
- (2) 造成工事、建物解体工事等を伴わないものであって、倒壊の恐れがあり、又は建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）に定める基準を満たさない住宅敷地内のブロック塀等の撤去工事
- (3) 感染症感染防止対策のため、在宅リモートワークができる環境を整備する改修工事